

就学援助制度

経済的な理由により就学が困難と認められた児童、生徒又は就学予定者の保護者に対して、学校にかかる費用の一部を援助する制度です。

【就学援助の対象となる方】

北茨城市に住所を有し、市内の小・中学校又は茨城県が設置する中学校に入学予定又は在籍している児童・生徒の保護者で、次のいずれかの事由に該当する世帯の方。

- 1 要保護者 生活保護法の教育扶助を受給している世帯
- 2 準要保護者 下記の認定要件のいずれかに該当する世帯

【準要保護者認定に必要な申請書類】※要保護者認定の申請は必要ありません。

- 1 就学援助費支給申請書兼世帯票
- 2 支給を受けようとする保護者及び保護者と同居する者全員の収入が確認できる書類
- 3 下記の認定要件事由に該当する必要書類

認定要件

※世帯は住民票上の世帯だけでなく、同居している方全員が対象です

事 由	必 要 書 類
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	福祉事務所発行の証明書
市民税が非課税の世帯	非課税証明書
市民税が減免されている世帯	減免通知書
個人の事業税が減免されている世帯	減免通知書
固定資産税が減免されている世帯 (ただし、新築による減免は対象外)	減免通知書
国民健康保険税が減免されている世帯	減免通知書
国民年金掛金が減免されている世帯	免除承認通知書
児童扶養手当が支給されている世帯 ※児童手当ではありません	児童扶養手当証書
生活福祉金の貸し付けを受けている世帯	貸付決定通知書
上記事由には該当しないが、特別な事情があり 経済的に児童・生徒を就学させることが困難な 世帯	特別な事情を証するもの

※書類はすべて最新のものを提出してください。

【準要保護者の就学援助費】

援助費の対象となる経費は次のとおりです。

費 目	支 給 額 (単位：円)				備 考
	小 学 校		中 学 校		
学用品費	年額	11,630	年額	22,730	前期・後期で支給 中途認定者は月額で算定 し支給
	月額	970	月額	1,895	
通学用品費	年額	2,270	年額	2,270	第 1 学年を除く学齢児 童・生徒に支給
校外活動費 (宿泊無し)	年額 (上限)	1,600	年額 上限	2,310	左記額以下の場合はその 額を上限として支給
校外活動費 (宿泊有り)	年額 (上限)	3,690	年額 (上限)	6,210	[支給対象] 交通費・見学料
修学旅行費	実費額(交通費、宿泊料、見学料等)				認定日以降に実施した修 学旅行に参加した場合
新入学児童生徒 学用品費	年額	57,060	年額	63,000	第 1 学年の学齢児童・生 徒又は就学予定者に支給
通学費	実費額・定期券代		実費額・定期券代 自転車整備代		・小学校…距離 4 km以上 で公共交通機関利用 ・中学校…距離 6 km以上 で公共交通機関又は自転 車利用
医療費	健康保険法による自己負担額				学校保健安全施行令第 8 条に規定する疾病の治療 に要するもの
卒業アルバム代	年額	11,000	年額	8,800	第 6 学年の児童又は第 3 学年の生徒に支給